

第2章 遺産分割前の普通預金以外の預金（定期預金に限る）について

山田 誠 一

1 はじめに

本報告では、最大決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁、および、最判平成29年4月6日金融法務事情2071号88頁を検討することによって、遺産分割前の普通預金以外の預金（定期預金に限る）について、その法律関係を検討しようとするものである。

2 平成28年の最高裁決定および平成29年の最高裁判決

(1) 前掲・最大決平成28年12月19日

被相続人が、普通預金、通常貯金、定期貯金、および、外貨普通預金を有していた事案である。

前掲・最大決平成28年12月19日は、被相続人（A）の法定相続人が2人いたところ、その1人（Aの弟の子であるとともに、Aの養子である。X）が申立人となり、もう1人の法定相続人（Aの妹でありAと養子縁組をしたBの子である。Y）を相手方として、遺産分割の審判を申し立てた事案に関するものである。事実関係は、次のようなものである。Bは平成14年に死亡した。Aは、平成24年3月に死亡した。Aの法定相続人は、XおよびYである。死亡の当時、Aは、価額258万1,995円の本件不動産とともに、外貨預金を含む本件預貯金（6口）⁽¹⁾を有していた。平成25年8月23日現在、外貨預金は日本円に換算し、合計すると、6口の本件預貯金は、3,607万7,231円となる⁽²⁾。XとYの間では、本件預貯金を遺産分割の対象に含める合意はされていない。また、Aは、生前、Bに約5,500万円の贈与をしていて、これは、Bの子であるYの特別受益にあたるものであった。

原々審審判は、本件不動産は、Xの取得とするとした⁽³⁾。XおよびYが抗告をし、原決定は、XおよびYの各抗告をいずれも棄却するとした⁽⁴⁾。

- (1) 6口の本件預貯金および平成25年8月23日現在のそれぞれ残高は、次の通りである。①三井住友銀行甲支店普通預金265円、②三井住友銀行乙支店普通預金6万8,729円、③ゆうちょ銀行通常貯金762円、④ゆうちょ銀行定期貯金3万円、⑤三菱東京UFJ銀行丙支店普通預金245万7,956円、⑥三菱東京UFJ銀行丙支店外貨普通預金36万4,600.62ドル。
- (2) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング社のサイト中の1990年以降の為替相場（http://www.murc-kawasesouba.jp/fx/past_3month.php）によると、2013年（平成25年）8月23日の為替相場は以下の通りであり、日本円の換算はこれを参考にした。

Currency	通貨名	略称 Code	TTS	TTB	TTM
US Dollar	米ドル	USD	99.95	97.95	98.95

- (3) 原々審審判は、本件預貯金について、「被相続人 [A] の遺産には、預貯金（外貨預金を含み、日本円換算で、……調停の申立時 [平成25年8月27日] において合計約3,800万円）もあったが、これについては、遺産分割の対象とすることについての合意がないので、本件審判において分割することはできない」と述べた（民集70巻8号2155頁）。
- (4) 原決定は、本件預貯金について、「可分債権である預貯金については、預金者の死亡によって法定相続人が法定相続分に応じて当然に分割承継し、相続人全員の合意がない限り、これを遺産分割審判手続において分割の対象とすることはできないと解すべきである」と述べた（民集70巻8号2175頁）。

Xが許可抗告を申し立てたところ、本決定は、原決定を破棄し、本件を原審裁判所に差し戻した。その理由は、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」というものである。

このうち、ゆうちょ銀行の定期貯金債権について、本決定は、次のような見解を示している。本決定は、まず、「定期貯金の前身である定期郵便貯金につき、郵便貯金法は、一定の預入期間を定め、その期間には払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するものと定め（……）、原則として預入期間が経過した後でなければ貯金を払い戻すことができず、例外的に預入期間内に貯金を払い戻すことができる場合には一部払戻しの取り扱いをしないものと定めている（……）。同法が定期郵便貯金について上記のようにその分割払戻しを制限する趣旨は、定額郵便貯金や銀行等民間金融機関で取り扱われている定期預金と同様に、多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、貯金の管理を容易にして、定期郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにあるものと解される」と述べたうえで、ゆうちょ銀行の定期貯金について、「その基本的内容が定期郵便貯金と異なるものであることはうかがわれなから、定期貯金についても、定期郵便貯金と同様の趣旨で、契約上その分割払戻しが制限されているものと解される。そして、定期貯金の利率が通常貯金のそれよりも高いことは公知の事実であるところ、上記の制限は、預入期間内には払戻しをしないという条件と共に定期貯金の利率が高いことの前提となっており、単なる特約ではなく定期貯金契約の要素というべきである。しかるに、定期貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定期貯金にかかる事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、仮に同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい」と述べている。

すなわち、本決定は、ゆうちょ銀行の定期貯金について、一方で「契約上その分割払戻しが制限されているものと解される」こと、他方で「定期貯金の利率が通常貯金のそれよりも高い」ことを述べ、そして、「上記の制限〔分割払戻しの制限〕は、……定期貯金の利率が高いことの前提となっており、単なる特約ではなく定期貯金契約の要素であるというべきである」と述べている。そのうえで、「定期貯金債権が相続により分割されると解すると、……定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する」⁽⁵⁾こと、さらに、「仮

(5) 本決定の見解のうち、「定期貯金債権が相続により分割されると解すると、……定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する」とする部分は、最判平成22年10月8日民集64巻7号1719頁が、郵便法にもとづく定額郵便貯金について、「定額郵便貯金債権が相続により分割されると解すると、……定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する」とする見解と、共通している。この点について、『最高裁判所判例解説民事篇平成28年度』544頁〔齋藤毅〕は、本決定の判示を、「定額郵便貯金債権に関する平成22年判決〔前掲・最判平成22年10月8日〕が法令上分割払戻しが制限されている場合について判示したと

に同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限〔分割払戻しの制限〕がある以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行
使用する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい」ことを述べている。これ
らから、「共同相続された……定期貯金債権は、……相続開始と同時に当然に相続分に応じ
て分割されることは」ないとする本決定の見解が導かれていると考えることができる。

（２）前掲・最判平成 29 年 4 月 6 日

被相続人が、普通預金、定期預金、および、定期積金を有していた事案である。

前掲・最判平成 29 年 4 月 6 日は、被相続人（A）の法定相続人が 2 人いたところ、その
うちの 1 人（A の子である。X）が原告となり、Y 信用金庫を被告として、預金等の払戻し
を求めた事案である。事実関係は、次のようなものである。A は、平成 22 年 12 月に死亡
した。A の法定相続人は、X と B（A の子である）である。死亡の当時、A は、Y において、
本件預金等（10 口）⁽⁶⁾を有するとともに、Y に対して、出資をしていた。X が Y に対して、
本件預金等の X の法定相続分に応じた割合の払戻し⁽⁷⁾を求めるとともに、Y における A 名
義の貯蓄預金（本件貯蓄預金）の X の法定相続分に応じた割合、および、Y に対する出資
金（本件出資金）の X の法定相続分に応じた割合の払戻しを求めた。なお、もう 1 人の法
定相続人（A の子である。B）が、Y に補助参加した。また、A と内縁関係にあった C、お
よび、C が設立した D 株式会社が、Y に補助参加した。

第 1 審判決は、Y に対して、1,655 万 334 円⁽⁸⁾を、X に支払えと命じた。Y が控訴した。
原判決は、第 1 審判決を変更し、Y に対して、1,644 万 3,383 円⁽⁹⁾を、X に支払えと命じた。

Y が上告したところ、本判決は、主文第 1 項において、原判決中 Y 敗訴部分のうち預金
および積金に係る請求に関する部分を破棄し、同部分につき第 1 審判決を取り消した上で、
同第 2 項で、前項の部分に関する X の請求を棄却した⁽¹⁰⁾。すなわち、本件預金等の X の法
定相続分に応じた割合の払戻しを求める請求は、棄却されたのである。定期預金および定期

ころを、契約の本質的要素として分割払戻しが制限されている定期貯金債権についても推し及ぼ
したものと解される」とし、「定期貯金債権についての本決定の考え方は、平成 22 年判決の考え
方と同じく、問題となる債権の内容及び性質に着目するものである」とする。

- (6) 10 口の本件預金等は、次の通りであり、その合計額は、平成 23 年 5 月 31 日の時点で、3,288
万 6,766 円である。①甲支店普通預金、②～⑧甲支店定期預金、⑨甲支店定期積金、⑩乙支店普
通預金。
- (7) 加えて、X は Y に対して、本件預金の遅延損害金の支払を求めているが、これらについては省略
する。
- (8) 本件預金等、本件貯蓄預金、および、本件出資金の各 2 分の 1 の合計額である。
- (9) 本件預金等、および、本件出資金の各 2 分の 1 の合計額である。原判決は、本件貯蓄預金は、D
に帰属する預金であると判断した。
- (10) なお、原判決は、出資金の法定相続分相当額の支払を求める請求を認容しているが、本判決は、
この点を破棄していない。したがって、原判決の内容で確定したことになる。この請求に関する
部分に関して、本判決は、「その余の上告については、上告人〔Y〕及び上告補助参加人ら〔C お
よび D〕は上告受理申立ての理由を記載した書面を提出しないから、これを却下することとす
る」と述べている。この点について、中村宏明「相続預金の遺産分割をめぐる最 1 小判平 29.4.6
を受けて」金融法務事情 2064 号 5 頁は、「出資金払戻請求権については相続財産であり、かつ
当然分割されるとする原審判決が確定するということになる」と指摘している。

積金についての理由は、「共同相続された定期預金債権及び定期積金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである」というものである⁽¹¹⁾。

この点について、本判決は、次のような見解を示している。本判決は、「定期預金については、預入れ 1 口ごとに 1 個の預金契約が成立し、預金者は解約をしない限り払戻しをすることができないのであり、契約上その分割払戻しが制限されているものといえる。そして、定期預金の利率が普通預金のそれよりも高いことは公知の事実であるところ、上記の制限は、一定期間内には払戻しをしないという条件と共に定期預金の利率が高いことの前提となっており、単なる特約ではなく定期預金契約の要素というべきである。他方、仮に定期預金債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい（……最高裁平成 28 年 12 月 19 日大法廷決定参照）。この理は、積金者が解約をしない限り給付金の支払を受けることができない定期積金についても異ならないと解される」と述べている。

すなわち、本判決は、定期預金について、一方で「預入れ 1 口ごとに 1 個の預金契約が成立し、預金者は解約をしない限り払戻しをすることができないのであり、契約上その分割払戻しが制限されているものといえる」こと、他方で「定期預金の利率が普通預金のそれよりも高い」ことを述べ、そして、「上記制限〔分割払戻しの制限〕は、・・・定期預金の利率が高いことの前提となっており、単なる特約ではなく定期預金契約の要素というべきである」と述べている。そのうえで、「仮に定期預金債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限〔分割払戻しの制限〕がある以上、共同相続人は共同して払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい」と述べている。これらから、「共同相続された定期預金債権……は、……相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである」とする本判決の見解が導かれていると考えることができる。

（3）定期預金債権とゆうちょ銀行の定期貯金債権についての最高裁判所の考え方

前掲・最大決平成 28 年 12 月 19 日の見解⁽¹²⁾と、前掲・最判平成 29 年 4 月 6 日の見解⁽¹³⁾を比較すると、共通する部分と、そうでない部分とがある。

前掲・最大決平成 28 年 12 月 19 日は、共同相続されたゆうちょ銀行の定期貯金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないとし、前掲・最判平成 29 年

(11) 普通預金債権についての理由は、「共同相続された普通預金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである」というものであり、前掲・最大決平成 28 年 12 月 19 日が引用されている。

(12) 上述（1）の通り。

(13) 上述（2）の通り。

4月6日は、共同相続された定期預金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないとする。共同相続された場合に、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないという点で、共通する。この見解を導くために、契約上その分割払戻しの制限があること、その利率が通常貯金または普通預金のそれより高いこと、分割払戻しの制限が利率が高いことの前提となっていること、これらから、分割払戻しの制限が、単なる特約ではなく定期貯金契約または定期預金契約の要素というべきであることを挙げる点で、共通する。さらに、仮に、定期貯金債権または定期預金債権が、相続により分割されると解したとしても、分割払戻しの制限がある以上、共同相続人は共同して払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行わせる余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい⁽¹⁴⁾とする点でも共通する。

このような共通点に対して、前掲・最大決平成28年12月19日は、ゆうちょ銀行の定期貯金債権について、分割払戻しを制限する趣旨は、多数の貯金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、貯金の管理を容易にして、定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにあること、そして、定期貯金債権が相続により分割されると解すると、定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反することを述べるが、前掲・最判平成29年4月6日は、これらの点には触れていない。また、前掲・最判平成29年4月6日は、定期預金について、預入れ1口ごとに1個の預金契約が成立し、預金者は解約をしない限り払戻しをすることができないとしていて、分割払戻しの制限の法的な根拠を、預入れ1口ごとに1個の預金契約が成立することに求めていることがうかがわれるが、前掲・最大決平成28年12月19日は、ゆうちょ銀行の定期貯金の分割払戻しの制限の法的な根拠に関して、定期貯金の前身である定期郵便貯金につき、郵便貯金法が分割払戻しを制限していたことと、定期貯金の基本的内容は定額郵便貯金と異なるものであることはうかがわれないことを述べるにとどまる。

これらを総合すると、1個の預金契約であることのみで、分割払戻しの制限の法的な根拠とすることは疑わしく、また、定期預金または定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨のみから、分割払戻しの制限を導くことは容易ではないように思われる。その結果、前掲・最大決平成28年12月19日、および、前掲・最判平成29年4月6日を通して、定期預金または定期貯金は、その利率が普通預金または通常貯金より高いこと、普通預金または通常貯金では分割払戻しは自由であること、そして、分割払戻しの制限は利率が高いことの前提となっていること、その結果、分割払戻しの制限⁽¹⁵⁾は定期預金契約または定期貯

(14) 山下純司・前掲・最大決平成28年12月19日の解説（法学教室439号124頁）は、本決定の多数意見は、「定期貯金債権は、多数の預金者を対象に大量の事務処理を行う必要から、契約により分割払戻しが制限されており、共同相続人全員でしか払戻しを受けられないから、当然分割と解する意義に乏しいとする（この理由付けは定期預金債権にも当てはまるだろう）」とする。

(15) 分割払戻しの制限の法的な根拠は、当事者の合意に求めることになるものと思われ、明示の合意が認定できない例においては、黙示の合意を手がかりにすることになる。その際、定期預金契約または定期貯金契約一般について、利率が普通預金または通常貯金のそれより高いこと、およ

金契約の要素であるということが理由となって、共同相続された定期預金債権または定期貯金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないとするのが、最高裁判所の考え方であると思われる。

3 相続開始前の定期預金債権

(1) 定期預金の一部についての払戻しなど

定期預金契約では、満期日が定められる。その満期日が到来すると、定期預金債権の債権者である預金者は、同じく債務者である銀行に対して、預け入れた預金の元本と、定期預金契約で定めた利率と預入期間により計算される利息の支払を求めることができる。

このように考えることができる定期預金について、預金者が銀行に対して、満期日が到来した後、預金の元本の一部と、その元本の一部に対応する利息の支払を求めた場合、どのような法律関係になるだろうか⁽¹⁶⁾。例えば、定期預金は、元本を 300 万円、利率を年 1%、預入期間を 1 年（満期日を預入日の翌年の同月同日）とするものとし、満期日に、預金者が銀行に対して、100 万円の元本と、それに対応する利息 1 万円の合計 101 万円の支払を求めた場合を想定することとする。なお、問題を単純化するために、定期預金契約に、自動継続の定めがないものとする。また、ここでは、定期預金契約に、分割払戻しを制限する具体的な定めがないこととしたい。当該定期預金契約中に、分割払戻しを制限する具体的な定めがある場合は、それにしたがった法律関係となるものと思われる。

前掲・最判平成 29 年 4 月 6 日が明らかにした「契約上その分割払戻しが制限されている」との見解⁽¹⁷⁾が、この例のような場合にも妥当すると考えると、銀行は、元本の一部とそれに対応する利息の支払を拒むことができ、元本の全部とそれに対応する利息（したがって、利息の全部）の支払でない限り、支払をしないという態度をとることができることになる。しかし、あまり実際的な例ではないが、預金者が原告となり、銀行を被告にして、100 万円の元本と利息 1 万円の合計 101 万円の支払を求めて訴えを提起した場合、裁判所は、「契約上その分割払戻しが制限されている」ことを理由として、請求を棄却することが合理的であるかについては、なお検討する余地があるように思われる⁽¹⁸⁾。

び、事務の定型化、簡素化が図られることが、黙示の合意を手がかりとするための材料となると考えられる。分割払いの金銭債権は、売買にもとづくのであれ、消費貸借にもとづくのであれ、合意にもとづく多くの例があるところであり、さらに、分割払いの合意がなく、履行期が全額について 1 つである金銭債権であっても、その一部の履行を求めること、また、その一部を債権譲渡することは妨げられないと考えられる。このように考えるならば、明示の合意が認定できない例における分割払戻しの制限の法的な根拠については、なお検討すべきところが残されているように思われる。

(16) ここでは、預金者が死亡せず、したがって、相続が生じていない段階の法律関係を検討する。

(17) 本判決の事案は、共同相続された定期預金債権に関するものであることは明らかであるが、本判決は、理由中で、まず、共同相続されたことに触れずに定期預金一般を取り上げて、その法的な性質を検討し、「上記の制限 [分割払戻しの制限] は、……単なる特約ではなく、定期預金契約の要素というべきである」との考え方を明らかにしている。

(18) さらに、上述の例からは離れるが、定期預金契約中に、元本の一部の払戻しを許容する定めが置かれている場合、前掲・最判平成 29 年 4 月 6 日が述べる「上記の制限 [分割払戻しの制限]

なお、前掲・最判平成 29 年 4 月 6 日は、「定期預金については、……預金者は解約をしない限り払戻しをすることができない」と述べていて、満期日における払戻しの場合も、満期日前の払戻しの場合と同様に、定期預金契約の解約をしたうえで行なうものと解しているようにうかがわれる⁽¹⁹⁾。また、前掲・最判平成 29 年 4 月 6 日は、定期預金契約の解約について、満期日においてするものであっても、預金者が単独で⁽²⁰⁾、1 個の定期預金契約の一部を解約し、残りの部分の効力を継続させるという可能性を認めず、定期預金契約が解約される場合は、常に、その全部について終了すると理解しているように思われる⁽²¹⁾。しかし、仮に、このように定期預金契約の解約について理解したとしても、上述の例において、裁判所が、「契約上その分割払戻しが制限されている」ことを理由として、原告である預金者の請求を棄却することの合理性については、なお検討すべき余地は残ると考えられる。

払戻しとは異なるが、前掲・最判平成 29 年 4 月 6 日が明らかにした「契約上その分割払戻しが制限されている」との見解は、相殺の効力には影響を与えるものではないと考えるべきであろう。すなわち、上述の例と同じく、定期預金は、元本を 300 万円、利率を年 1%、預入期間を 1 年（満期日を預入日の翌年の同月同日）とするものとし、満期日に、銀行が既に履行期が到来している預金者に対する 100 万円の貸付金債権を自働債権とし、定期預金債権を受働債権として相殺をした場合、対当額の消滅という効果が生ずる。その結果、貸付金債権は全額が消滅し、定期預金債権は、その一部である 100 万円が消滅し、残額（303 万円から 100 万円を差し引いた 203 万円になる）について、満期日後であって払戻しがされていない定期預金債権として、継続することになるように思われる⁽²²⁾。なぜならば、もしそう考えないとすると、1 個の定期預金契約にもとづく定期預金債権を受働債権とする相殺が、自働債権の額が定期預金債権の額と同額か、または、それより大きな額でないかぎり、効力を生じないという相殺に対する制約が生ずることとなり、このような制約は、分割払戻しの制限の理由である「定期預金契約については、預入れ 1 口ごとに 1 個の預金契約が成立」という考え方からは合理化することができないからである⁽²³⁾。さらに、前掲・最判平成 29 年 4 月 6 日が、「定期預金については、……預金者は解約をしない限り払戻しをするこ

は、……単なる特約ではなく定期預金契約の要素というべきである」との考え方と、抵触するの
かどうか検討すべきだろう。

- (19) 定期預金契約には、満期日の到来によって、自動的に当該定期預金契約が解約される旨の定めが置かれることがあるようである。
- (20) 銀行の承諾なしにという趣旨である。
- (21) 定期預金契約には、満期日の到来によって自動的に生ずる解約によって、当該定期預金契約の全部が終了する旨の定め（あるいは、そのような定めが明示的にある訳ではないが、そのような定めがあるとすると合理的に理解することができる他の定め）が置かれることがあるようである。
- (22) 実際には、このような場合を想定し、残額については、預金者の普通預金に入金するなどの扱いを、定期預金契約に定めがあって、それによって処理される（したがって、残額について、定期預金債権として、継続するという事態にはならない）ものと考えられるが、仮に、そのような定めがない場合に、どのように考えるべきかという問題である。
- (23) また、前掲・最大決平成 28 年 12 月 19 日がゆうちょ銀行の定期貯金についていう「定期貯金に係る事務の定型化、簡素化」を考慮しても、相殺に対する制約の合理性を認めることはできないだろう。

とができない」と述べているところについても、上述の通り、満期日における払戻しの場合も、定期預金契約の解約をしたうえで行なうものと解しているとする、定期預金の満期日に、銀行が相殺をする場合、いったん解約をしたうえで、相殺をすることになる⁽²⁴⁾。

(2) 定期預金債権についての差押え、および、取立てなど

定期預金の分割払戻しの制限が、民事執行手続において、どのような意味を有するか。債権者が債務者に100万円の債権を有していて、債務者（預金者）が第三債務者（銀行）に対して元本300万円の定期預金債権を有している場合を例として検討することとしたい。

まず、差押えである（民事執行法143条）。「債権差押えは目的債権1個を単位とし、目的債権の価額が執行債権額を超えるときでも、目的債権の全部を差し押さえることができる」⁽²⁵⁾。「執行裁判所は、差し押さえるべき債権の全部について差押命令を発することができる」（民事執行法146条1項）からである。したがって、債権者は、債務者に対して有している債権（執行債権）は100万円であるが、元本300万円の定期預金債権（目的債権）を差し押さえることができる。

続いて、債権者による第三債務者からの取立てとなる（民事執行法155条）。「取立権の範囲は、差押えの効力の及ぶ範囲に及ぶ。差押命令が被差押債権の全部について発せられた場合（〔民事執行〕法146条1項）には、執行債権額にかかわらず、取立権の範囲も被差押債権の全額に及ぶ」⁽²⁶⁾。しかし、「差押債権者が取立金から満足を受けうるのは、その執行債権と執行費用の額を限度とする」⁽²⁷⁾。金銭債権を差し押さえた債権者は、「差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない」（民事執行法155条1項ただし書）。民事執行法の規定の文言から、具体的な手続がどのように進行するかは、はっきりしないが、民事執行法155条1項ただし書は、「執行債務者との関係における差押債権者の給付保持力に対する当然の限定であり、超過受領額は差押債権者自身が直接に執行債務者に償還しなければならないが、第三債務者に対する全額取立請求については全部認容判決を妨げず、第三債務者から差押債権者に対して超過支払額の返還を請求することはできない」と考えられている⁽²⁸⁾ようである。したがって、債権者は、第三債務者（銀行）から、定期預金の全部（元本300万円とその利息）を取り立てることができ、そのうえで、債権者は取り立てた額から執行債権（100万円⁽²⁹⁾）と執行費用を差し引いた額の金銭を、債務者（預

(24) 定期預金契約に、満期日に自動的に解約するという定めがあるのであれば、銀行が解約をする必要はないが、解約されたうえで、相殺をするということになる。

(25) 中野貞一郎＝下村正明『民事執行法』（2016年）681頁。

(26) 中野＝下村・前掲注(25)715頁。

(27) 中野＝下村・前掲注(25)715頁。

(28) 中野＝下村・前掲注(25)735頁。このような考え方と少し異なるものとして、差押債権者による「取立てができるときも、その取立てができる範囲は、差押債権者の債権（……）及び執行費用の額を限度とされています」（田中康久『新民事執行法の解説（増補改訂版）』（1980年）332頁）がある。これらの点については、青木哲「預金債権の特定と超過差押え」『新民事執行実務』11号（2013年）107頁も参照。

(29) 一般には、これに、利息・遅延損害金が伴う。

金者)に償還しなければならない。

このような解決からは、定期預金の分割払戻しの制限との抵触は生じないように思われる。しかし、金銭債権については、「債権者が自発的に（同時に転付命令の申立てをするときは転付される債権額に合わせて）差押えの範囲を目的債権の一部の限度にとどめる（その範囲を申立書に明示する。[民事執行]規[則]133条2項）ことは差し支えない」⁽³⁰⁾。このことは、差押えが一部競合した場合について規定する民事執行法149条の規定中に、「債権の一部が差し押さえられ」との文言があることから分かる。さらに、「可分債権の一部差押えは可能であり、實際上、執行債権と執行費用の額に限定しての金銭差押えが多い」との指摘⁽³¹⁾もある。したがって、上述の例において、債権者は、元本300万円の定期預金債権（目的債権）の全部ではなく、その一部（例えば、執行債権と執行費用の額）を差し押さえることも妨げられない。この場合、債権者による第三債務者からの取立ては、差し押さえた範囲に限られることになる。このようにして債権者が、債務者（預金者）が第三債務者（銀行）に対して有する定期預金債権について差し押さえた額が105万円であったとすると、債権者は、第三債務者に対して、定期預金債権の一部である105万円の支払を求めることができるのだろうか。この場合、第三債務者である銀行は、定期預金の分割払戻しの制限を理由にして、105万円の支払を拒めることができるのかが問題となる。（1）で検討した預金者による定期預金の一部の払戻しの問題は、預金者は、全額の払戻しを求めれば、銀行はそれに応じなければならないこととの関係で、その一部の払戻しの求めに対して、銀行は、その払戻しには応じないことが許されるかという問題であった。それに対して、差押債権者による第三債務者である銀行に対する取立てで、定期預金債権の一部を差し押さえた場合、差押債権者は、全額の払戻しを求めることができない。そうすると、實際上執行債権と執行費用の額に限定しての金銭差押えが多いことを考慮して、このような場合、銀行が定期預金の分割払戻しの制限を理由にして払戻しを拒むことを認めるべきではない。

既にごく簡単に触れたが、転付命令が行なわれた場合については、差押債権者の申立てにより、定期預金債権の一部が転付された後、銀行は、定期預金の分割払戻しに応じざるをえないだろう。

（3）定期預金の分割払戻しの制限の意義

以上に検討してきたところからは、定期預金の分割払戻しの制限とは、定期預金契約上の要素であるとしても、その具体的な意義は、限定的なものというべきある。少なくとも、定期預金債権の一部を差し押さえた債権者は、その取立てとして、定期預金の一部の払戻しを求めることができ⁽³²⁾、それは分割払戻しとなる。また、定期預金債権の一部の転付を受けた

(30) 中野＝下村・前掲注(25)682頁。

(31) 中野＝下村・前掲注(25)681頁。青木・前掲注(28)108頁も参照。

(32) 上述（2）の通り。

債権者も、定期預金の一部の払戻しを求めることができ⁽³³⁾、それは分割払戻しとなる。さらに、相殺によって対当額による消滅が生ずるのが、定期預金債権の一部である場合にも、分割払戻しではないが、やや類似した状況となる⁽³⁴⁾。

4 遺産分割前の定期預金債権をめぐる法律関係

(1) 共同相続人全員が揃ってする払戻し

共同相続された定期預金債権は、相続開始と同時に相続分に応じて分割されることはない。その結果、共同相続後、遺産分割前の定期預金債権は、どのような法的な性質を有するのだろうか。

共同相続人全員が揃ってする定期預金の払戻しは、遺産分割前であっても、なんら妨げられないと考えるべきである⁽³⁵⁾。なぜならば、預金者の共同相続人は、その全員で、被相続人の預金者としての地位を相続により承継している⁽³⁶⁾。そして、民法 264 条、および、同 251 条にもとづいて、預金者の共同相続人は、全員で、共同相続人全員に帰属する預金者の地位にもとづく権利行使をすることができるからである⁽³⁷⁾。

このような場合における定期預金の払戻しの際の法律関係について検討をすることとする。銀行は、共同相続人全員が揃ってする払戻しの求めに伴って指示される払戻しの具体的な方法にしたがって、具体的な払戻しをしなければならない。払戻し前の定期預金債権については、共同相続人が、相続分⁽³⁸⁾に応じて、定期預金債権について準共有持分を有している⁽³⁹⁾と考えられる。そのため、共同相続人全員が揃ってする払戻しの求めに、各共同相続人の具体的な受け取り分の指示が伴っていなければ、銀行は、相続分に応じた持分にしたがって、各共同相続人の受け取りが実現するように払い戻すべきである。すなわち、共同相続人全員

(33) 上述(2)の通り。

(34) 上述(1)の通り。

(35) 満期日以後だけでなく、満期日到来前であっても、預金者が死亡していない場合と同様の扱いになるべきである。満期日到来前であれば、預金者が死亡していない場合と同様に、期限前解約をしたうえでの払戻しとなり、したがって、期限前解約については、銀行の承諾を要するというのが一般的であろうから、共同相続開始後、遺産分割前の払戻しも、同様に、共同相続人全員が揃って期限前解約を申し入れ、銀行がそれに承諾したうえでということになる。

(36) 最判平成 21 年 1 月 22 日民集 63 卷 1 号 228 頁は、預金者が死亡した場合、預金契約上の地位は、共同相続人全員に帰属するという趣旨の見解を明らかにしている(具体的には、「預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、……共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる(同[民]法 264 条、252 条ただし書)というべきで」と述べている)。

(37) 潮見佳男『相続法(第 5 版)』(2014 年) 110 頁は、「遺産に属する個別財産の処分については、物権法上の共有に関する規律にしたがい、「全員の同意」があれば可能である」としている。定期預金の払戻しは、定期預金の処分に当たると考えられる。

(38) 相続分の指定(民法 902 条)が行なわれていれば指定相続分であり、そうでなければ、法定相続分になる。

(39) 共同相続された定期預金債権は、当然に分割されない。そのため、「遺産分割がされるまでの間、共同相続された預貯金債権[定期預金債権を含む]は相続財産として共同相続人の準共有に属し(民法 898 条、264 条本文。その性質はいわゆる「遺産共有」となる)、各共同相続人は、被相続人名義の預貯金債権について準共有持分を有していると考えられます」とする東京地方裁判所民事執行センター「共同相続された預貯金債権に対する強制執行」金融法務事情 2083 号(2018 年) 45 頁参照。

が揃ってする払戻しの求めに、各共同相続人の具体的な受け取り分の指示がなく、さらに、払戻しの具体的な方法の指示が伴っていなければ、共同相続人の 1 人に、定期預金の全部を払い戻すことはできない。ここでいう共同相続人の 1 人への定期預金の全部を払い戻すとは、銀行の窓口で、その共同相続人 1 人に現金を支払うことや、その共同相続人 1 人の指示にしたがって他の口座に入金することを想定することができる⁽⁴⁰⁾。

なお、3(1)で検討したところによることができるとすれば、共同相続人全員が揃って、定期預金の一部について払戻しを求めた場合、銀行は、その求めを拒むことができ、定期預金の全部の払戻しでない限り、払戻しをしないという態度をとることができるように思われる。

(2) 共同相続人の 1 人がする払戻し

共同相続人の 1 人は、遺産分割前、銀行に対して、定期預金の払戻しを、自己の相続分に応ずる部分に限るとしても、求めることができない。前掲・最判平成 29 年 4 月 6 日の通りである⁽⁴¹⁾。その理由は、定期預金は、契約上分割払戻しを制限しているからである。これに対して、平成 30 年 7 月 6 日に成立した民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 72 号。以下、「本改正法」という）によって改正された後の民法 909 条の 2⁽⁴²⁾前段は、「各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の 3 分の 1 に〔民法〕第 900 条及び第 901 条の規定により算出した当該共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる」と定めている⁽⁴³⁾。そのため、本規定にしたがって、共同相続人の 1 人は、遺産分割前、銀行に対して、定期預金の一部の払戻しをすることができる。法定相続分の 3 分の 1 という制限と、150 万円の上限という制限を二重の制限を設け、その範囲で、

(40) 具体的には、共同相続人が 2 人（A および B。相続分の指定はなく、各法定相続分は 2 分の 1 とする）いる場合において、例えば、共同相続人全員が揃ってする定期預金の払戻しの求めに、A の受け取り分を 60% とし、それを窓口で A に現金で支払い、B の受け取り分を 40% とし、それを、B 名義の預金に入金する旨の指示が伴っていれば、銀行はそれにしたがわなければならない、それとともに、それにしたがって、支払と入金を行なえば、当該定期預金債務については、全面的に免責される。

(41) 『最高裁判所判例解説民事篇平成 28 年度』・前掲注 (5) 547 頁〔齋藤〕は、最大決平成 28 年 12 月 19 日の「考え方を前提とすると、相続人は全員で共同しなければ預貯金の払戻しを受けることができない（民法 264 条本文、251 条）。したがって、共同相続人の一部が、被相続人の預貯金債権を相続分に応じて分割取得したと主張して、金融機関に対しその法定相続分相当額の支払を求めた場合、その請求は棄却されるべきものとなる（平成 29 年判決〔前掲・最判平成 29 年 4 月 6 日〕も同旨）」とする。

(42) 本改正法の施行日は、原則として（909 条の 2 の規定を新設した部分を含む）、平成 31 年（令和元年。2019 年）7 月 1 日であり（民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 30 年政令第 316 号）による）、本改正法附則 5 条 1 項は、909 条の 2 の規定については、施行日前に開始した相続についても、適用することとしている（堂園幹一郎＝野口宣大編著『一問一答新しい相続法』195 頁、および、200 頁参照）。

(43) 本条中の法務省令で定める額は、150 万円である（民法 909 条の 2 に規定する法務省令で定める額を定める省令（平成 30 年 11 月 21 日法務 29））。

前掲・最判平成 29 年 4 月 6 日が明らかにした規律を、一部改めたものということができる(44)。本改正法によって改正された後の民法 909 条の 2 については、別の機会に、検討を行なうこととする。

(3) 定期預金債権に対する差押え

遺産分割前の定期預金債権に対する差押えについて、検討をしたい。

相続債務(45)に係る債権にもとづく差押えについては、「被相続人の債権者は、共同相続人全員に対する債権（相続債務）の満足に充てるために、共同相続人全員の準共有持分を差し押さえてこれ〔預貯金債権〕を取立てることができる」(46)と考えられる(47)。ここには、定期預金債権も含まれる。

(2) で検討した通り、共同相続人全員が揃ってする定期預金の払戻しは、遺産分割前であっても、なんら妨げられないことから、共同相続人全員を債務者とする相続債務に係る債権にもとづく差押え、および、その取立ては妨げられないと考えるべきである。

隣接するものとして、共同相続人全員が、例えば同一の不法行為を原因として、加害者として、被害者に対して損害賠償債務を負う場合、その被害者である債権者は、加害者が共同相続した定期預金債権について、差し押え(48)、取り立てることができるかという問題がある。さらに、共同相続人が 2 人（A および B）いる場合において、A は、債権者 C に対して売買にもとづく代金債務を負い、B は、同じ債権者 C に対して消費貸借にもとづく借入金債務を負っているとき、C は、代金債務に係る債権にもとづき定期預金債権の A の準共有持分を差し押さえ、あわせて、借入金債務に係る債権にもとづき定期預金債権の B の準共有持分を差し押さえ、それらにもとづき、共同相続した定期預金債権を取り立てることができるかという問題がある。定期預金債権の分割払戻しの制限は、相続債務に係る債権の債権者（被相続人の債権者）を、相続人が固有で負う債務に係る債権の債権者（相続人の固有債権者）に、優先させることを図るものでない。したがって、上記の 2 つの例とも、差押えと取立てはできると考えるべきであろう。

これらに対して、「相続人の債権者は、被相続人名義の預貯金債権に対する当該相続人の

(44) 本改正法は、民法に 909 条の 2 を新設するとともに、家事事件手続法 200 条に 3 項を新設し、遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分として、一定の要件の下で、家庭裁判所は、「遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者〔申立人〕に仮に取得させることができる」とした。なお、ここで家庭裁判所がする保全処分は、「仮分割の仮処分」とよばれている（堂蘭＝野口・前掲注(42)68-69 頁参照）。本改正法によって改正された後の家事事件手続法 200 条 3 項については、本稿では検討をしない。

(45) 「被相続人の金銭債務は、法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継する」（『最高裁判所判例解説民事篇平成 28 年度』・前掲注(5)549 頁〔齋藤〕）。

(46) 『最高裁判所判例解説民事篇平成 28 年度』・前掲注(5)549 頁〔齋藤〕。

(47) 谷口安史「預貯金債権の相続に関する諸問題」金融法務事情 2084 号（2018 年）41 頁は、「被相続人の債権者は、全相続人が有する預貯金債権上の準共有持分を差し押さえ、当該預貯金を取り立てることができる」と解される」とする。

(48) 差し押さえるのは、共同相続人全員の定期預金債権についての準共有持分であると考えられる。

準共有持分を差し押さえることはできるが、他の相続人全員と共同しない限り取立てをすることはできない⁽⁴⁹⁾と考えられる⁽⁵⁰⁾。ここには、定期預金債権も含まれる。

相続人の債権者が当該相続人の定期預金債権の準共有持分を差し押さえた場合、「相続人の債権者は、例えば、譲渡命令を得て準共有持分を取得した上（執行裁判所は、差押債権額に対する相続分相当額で当該相続人の債務の支払に代えて譲渡することを命ずる。）、その他の共同相続人に対して共有物分割訴訟を提起し、賠償金（その他の共同相続人の相続分相当額）を支払って預貯金債権全体を取得するか、その他の共同相続人に預貯金債権を取得させて賠償金（債務者の相続分相当額）の支払を受けて、債権を回収することになる⁽⁵¹⁾」と考えられる。

（４）定期預金債権と銀行が有する債権との相殺

共同相続人が全員揃って、共同相続された定期預金債権を自働債権とし、銀行が被相続人に対して有していた貸付金債権（この債権に係る債務は、相続により、法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継している）を受働債権として、相殺することはできると考えるべきである⁽⁵²⁾。自働債権は、共同相続人全員が準共有していて、受働債権は、共同相続人が、それぞれ、分割された債務を負っているため、民法 505 条 1 項が定める「2 人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合」にあたるかどうか問題となり得るが、自働債権の複数の債権者と、受働債権の複数の債務者が同一であり、定期預金債権と被相続人に対して有していた債権が、いずれも金銭債権であれば、共同相続人への自働債権の帰属の仕方と、受働債権の帰属の仕方は異なるが、2 人が互いに同種の目的を負担する場合にあると解するべきである。また、共同相続人全員が揃ってする払戻しは、遺産分割前であっても、なんら妨げられない⁽⁵³⁾ことから、共同相続人が全員揃って、相殺をすることができると考えられる。

これに対して、共同相続人の 1 人がする定期預金債権を自働債権とする相殺は、自働債権である定期預金債権について、自己の相続分に不応する部分に限るとしても、効力を有しない⁽⁵⁴⁾。共同相続人の 1 人は、遺産分割前、銀行に対して、定期預金の払戻しを、自己の相

(49) 『最高裁判所判例解説民事篇平成 28 年度』・前掲注(5)549 頁 [齋藤]。

(50) 谷口・前掲注(47)41-42 頁は、「相続人の債権者は、相続人が有する預貯金債権上の準共有持分を差し押さえることが可能であることについては、異論はないものと考えられるが、準共有持分割合に応じた取立ては、預貯金の一部払戻しと同じであるから、許されないと考えられる」とする。

(51) 『最高裁判所判例解説民事篇平成 28 年度』・前掲注(5)549 頁 [齋藤]。定期預金債権の準共有持分に対する譲渡命令については、東京地方裁判所民事執行センター・前掲注(39)46 頁も参照。

(52) 『最高裁判所判例解説民事篇平成 28 年度』・前掲注(5)549 頁 [齋藤] は、「共同相続人が相殺の意思表示をすることは預貯金債権の「変更」（民法 264 条本文、251 条）に当たると解される。したがって、共同相続人全員による相殺は有効である」とする。また、谷口・前掲注(47)42 頁は、「払戻しの場合と同様、共同相続人全員が行う場合には、相殺も許される」とする。

(53) 3（１）で検討した通り。

(54) 『最高裁判所判例解説民事篇平成 28 年度』・前掲注(5)550 頁 [齋藤] は、「共同相続人の一部による相殺は無効である」とし、谷口・前掲注(47)42 頁は、「一部の共同相続人からする相殺は、

続分に応ずる部分に限るとしても、求めることができない⁽⁵⁵⁾からである。

銀行が、共同相続人全員に対して、銀行が被相続人に対して有していた貸付金債権（上述の通り、この債権に係る債務は、相続により、法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継している）を自働債権とし、共同相続された定期預金債権を受働債権として、相殺することはできると考えるべきである⁽⁵⁶⁾。ここでも、共同相続人が全員揃ってする相殺について上述したところと同様に、受働債権は、共同相続人全員が準共有して、自働債権は、共同相続人が、それぞれ、分割された債務を負っているため、民法 505 条 1 項が定める「2 人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合」にあたるかどうか問題となり得るが、受働債権の複数の債権者と、自働債権の複数の債務者が同一であり、定期預金債権と被相続人に対して有していた債権が、いずれも金銭債権であれば、共同相続人への自働債権の帰属の仕方と、受働債権の帰属の仕方は異なるが、2 人が互いに同種の目的を負担する場合にあると解するべきであろう。また、実質的に考えてみて、預金者であって銀行の債務者である者が死亡し共同相続となると、死亡前には銀行が相殺することができたにもかかわらず、預金者の相続という事態によって、相殺に制約が生ずるということは、合理的に説明することがかなり困難であるように思われる。

これに対して、定期預金債権が共同相続され、共同相続人の 1 人に対して銀行が貸付金債権を有していた場合に、銀行が、共同相続人の 1 人に対して、定期預金債権の準共有持分を受働債権とし、その共同相続人に対して銀行が有する債権を自働債権として、相殺をすることができるかが問題となる。この点について、「金融機関に対して債務を負担する共同相続人と金融機関とは互いに『同種の目的を有する』債務を負担する（民法 505 条 1 項）といえるのではないか。そして、相殺は、相殺適状時における、金融機関の債権と預貯金債権のうち当該共同相続人の相続分相当額との対当額において、当該共同相続人のみならず共同相続人全員との関係で効力を生ずる、すなわち債権（共同相続人全員がその上に各自の持分を有している。）の消滅をという効果をもたらすものと解される」とする意見がある⁽⁵⁷⁾。また、「預貯金債権の債務者である金融機関側からする相殺と債権者である預金者側からす

実質的に預貯金債権の一部の払戻しを認めることになるから、許されないと解される」とする。

(55) 3（1）で検討した通り。

(56) 『最高裁判所判例解説民事篇平成 28 年度』・前掲注(5)550 頁〔齋藤〕は、相続開始時に相殺適状にあったかどうかで、分けて検討をし、「相続開始前に相殺適状にあった場合、金融機関は、共同相続人に関する関係においても相殺をすることができるものと解される」としつつ、特に理由には触れず、そのうえで、「相続開始前に相殺適状になかった場合、理論上は、……各共同相続人が分割承継した債務と 1 個の預貯金債権の上に各共同相続人が有する持分との相殺の可否が問題となる。ただし、相続開始前に被相続人と金融機関との間に相対立する債権が存在していたことや相続が包括承継であることからすると、共同相続人は、被相続人が負担していた債務との間で相殺される可能性を伴って預貯金債権を承継したものと解される点において」、相続人に対する債権との相殺の場合より「相殺が認められやすいとも考えられる」とする。谷口・前掲注(47) 42 頁は、「相続開始時に相殺適状にあった場合には、可能であった相殺が相続開始によってできなくなるというのは相当でないから、相殺は可能であると解される」とし、相続開始時に相殺適状になかった場合については、言及をしていない。

(57) 『最高裁判所判例解説民事篇平成 28 年度』・前掲注(5)550-551 頁〔齋藤〕。

る相殺とは別個に考えることが可能であり、前者については、預金者の行為が介在するわけではないから、共同相続人の一部の者との間で、相殺を認めても一部の払戻しを認めることにはならないように思われる。また、相続人の債権者による預貯金債権の準共有持分の差押えが可能であるのに、当該相続人に対して債権を有する金融機関による相殺が許されないというのは、差押えと相殺に関する無制限説を前提とするとバランスを欠くという指摘も考えられる。そうすると、理論的な詰めはなお必要であろうが、相続人の債権者である金融機関において、当該相続人が有する預貯金債権の準共有持分と自らの債権とを相殺することができる」とする意見もある⁽⁵⁸⁾。これらの意見中の預貯金債権には、定期預金債権も含まれると考えられる。しかし、定期預金の分割払戻しの制限は、定期預金契約の要素であるというべきであるという前掲・最判平成29年4月6日の見解との関係で、平仄が合うのかどうか、なお検討を要するところであると思われる。

(58) 谷口・前掲注(47)42-43頁。